

このワークシートは、『図説 日本史通覧』の「特集 資料別読み解き演習③ 文書資料」 p.343 1 に対応しています。
同ページを参照しながら、次の問いかけに答えてみましょう。

資料1

上総国安房郡白浜郷戸主 日下部床万呂戸 白髪部嶋 輸 鯁調 六斤 三十条
天平十七年十月

上総国安房郡(のちの安房国) 白浜郷の戸主 日下部床万呂の戸(家族)、
白髪部嶋が輸す(納める) 鯁の調、重さ六斤 数量三十本 天平十七年十月

資料2

紀伊国安諦郡幡陀郷 戸主 秦人小麻呂 調 塩 三斗 天平…

紀伊国安諦郡幡陀郷の戸主 秦人小麻呂の調、塩 三斗 天平…

Q1 資料1 と 資料2 の内容について、読み取れることを下の表に整理してみよう。

	資料1	資料2
① 貢納した地域	上総国安房郡 白浜郷	② 紀伊国安諦郡 幡陀郷
③ 貢納者の戸籍の戸主	日下部床万呂	④ 秦人小麻呂
⑤ 貢納者名	白髪部嶋	秦人小麻呂
⑥ 税目(税の種類)	調	⑦ 調
⑧ 品目(貢納された品物)	あわび	⑨ 塩

Q2 資料1 と 資料2 の税を貢納した地域について調べてみよう。

(1) 資料1 と 資料2 の税を納めた国がそれぞれどこにあるかを
本体巻末の「行政区分」で調べ、下の白地図に赤色で塗ろう。

資料1 の地域は、郡が国に昇格したのちの国の範囲とする。

(2) 当時の都である平城京はどこにあったらうか。本体 p.413の「歴史の舞台と世界文化遺産」の地図で調べ、白地図に○で示そう。

Q3 (1) Q1 の⑧⑨の物産を 資料3 から探し、それぞれ○で囲もう。
(2) (1)のような物産を、 資料1 ・ 資料2 のように地域の住民から税として徴収するためには、政府はどのような情報を必要としたらうか。関連する事項を右の年表Aから探し、○で囲もう。

Q4 資料1 と 資料2 はともに、平城宮跡(平城京の宮殿・官庁の跡地)から発掘された。それはなぜだと考えられるらうか。どちらも調の荷札木簡であることに注目し、右の年表Aも参照しながら簡単にまとめてみよう。

(例) どちらも調を納める際に荷札として使われ、調とともに都に運ばれて納入されたから。

年表A ■ 8世紀前半の歴史

- 701(大宝1) 大宝律令が定められる
→ 租税の負担も令で規定。調は原則として納入者が都まで運ぶ(運脚)。納入する
- 703(大宝3) 庚午年籍(670年につくられた戸籍を戸籍の基本台帳とする)
- 710(和銅3) 平城京に都を移す
- 713(和銅6) 諸国の国司に『風土記』(その地方の地理や歴史、風土・特産物などを記した書物)の編纂を命じる → 730年代に完成か
- 718(養老2) 養老律令が定められる(施行は757年)
- 723(養老7) 三世一身法が定められる
- 745(天平17) 資料1 の木簡がつくられる